In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University marge to Osaka Metropolitan University

Title	借地林業概念とそのイデオロギー的役割
Author	谷 彌兵衛
Citation	経済学雑誌, 97 巻 4 号, p.45-63.
Issue Date	1996-11
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

借地林業概念とそのイデオロギー的役割

谷　　彌　兵　衛

はじめに
1　借地林業概念の検討
(1)　土地所有権と立木所有権の分離
(2)　立木や土地の年限所有
(3)　村外者による立木所有
(4)　歩口金
(5)　数量的把握
2　保護制度
3　借地林業概念の形成
4　イデオロギーとしての借地林業
(1)　大山林地主の形成と借地林業イデオロギー
(2)　借地林業イデオロギーの効果
(3)　借地林業イデオロギーの広がりと受容

はじめに

長い間，借地林業概念は，吉野林業の特色を説明するものとして使用されてきた。吉野林業といえば借地林業，借地林業といえば吉野林業というように，この両者は唇歯の関係にあった。それだけではなく，借地林業概念はこの百年間イデオロギー的役割を果たしてきた。イデオロギーであるというのは，吉野林業関係者と住民の思考や行動を緊縛し，指示する観念形態であるということである。

大山林所有者が借地林業という概念を使用するのは当然として，地元の中小山林所有者，山守，材木商人などの林業関係者から行政機関や地元住民に至るまで，吉野林業の特質は借地林業制度であると受けとめてきた。奈良県一の大山林所有者（地主）である北村又左衛門の著わした『吉野林業概要』は，吉野林業の特質を，借地林業制度，保護制度，組合制度の三つとし，この「三制度は，相互に関連して共同作用を行いつゝ今日みるが如き成果を収め得たものである」と論述している[1)]。

川上村の著名な林業者である舛源助氏の『わが吉野川上林業』も，吉野林業を築きあげた要

〔キー・ワーズ〕
借地林業，歩口金，山林地主，山守

1)　北村又左衛門『吉野林業概要』，77頁。本書の初版は，大正３年８月に発行されている。以後版を重ね，最も新しい版は昭和29年10月に発行された６版の改訂版である。なお，又左衛門は代々の襲名である。以下『概要』と略称する。

因として，借地林業制度，山守制度，材木組合制度の三つをあげ，「借地林業制度，山守制度を通じて両者の間のあたたかい心の交流があったことがこの制度を永く支え，かつ吉野林業を拡大し育てあげたことはいうまでもなく，また山守と山に働く人々の間のつながりも大きな底力となっている」と記述している[2)]。

このような見方は研究者のあいだでも変らなかった。1950年代は吉野林業の調査研究がさかんにおこなわれた時期であったが，それらの報告書も例外なしに借地林業という概念を使用している。たとえば，東大社会科学研究所編『林業経営と林業労働』は「本村の林業を特色づけているのは……借地林業である」と解説し，借地林業の成立過程は，北村の『概要』にもとづいて説明されている[3)]。

京大人文科学研究所林業問題研究会編『林業地帯』も同じく「借地林制度は吉野地方特有の土地制度である」と説明し，『概要』を引用する[4)]。このような研究スタイルは，この時期の吉野林業研究の共通のパターンであった[5)]。

ただ，潮見俊隆編『日本林業と山村社会』は「わが国の代表的な私有林業地帯である奈良県吉野地方に今日のような林業の隆盛をもたらしたのは，一にかかって借地林業制度にあるといわれている。借地林といっても後にくわしくみるようにその実態は分収造林なのであって，それを借地林業とよぶのは用語それ自身として矛盾を感じないわけではないが」と懐疑的である[6)]。

これにアンチテーゼをだしたのが笠井恭悦氏であった。笠井氏は，これまで借地林業といわれていたものの内容が，実は民間先進林業地に一般的にみられる立木の年期売りであり，これを資本家的育林業と呼ぶことはできないとした。さらに，「小農民的育林業が地元において成立し，それが挫折して（山林の……引用者）村外への流失をまねき，さらに不在大山林地主が形成されていった，という系列」に「この地方の林野所有形成の基本的方向」を見いだしたのであった[7)]。

しかし，笠井氏は借地林業制については上記のような指摘に止め，その批判を体系的には展

---

2) 桝源助『わが吉野川上林業』，17-18頁。本書は1970年に自費出版として発行された。

3) 東大社会科学研究所編『林業経営と林業労働』，農林統計協会，1954年，232頁。

4) 京大人文科学研究所編『林業地帯』，高陽書院，1956年，102頁。

5) この他に，佐藤彌太郎『スギの研究』，養賢堂，1950年。福本和夫『新旧山林大地主の実態』，東洋経済新報社，1955年。古島敏雄『日本林野制度の研究』，東京大学出版会，1955年。三橋時雄『吉野林業発達史』，林業発達史調査会，1956年。などがある。

6) 潮見俊隆編『日本林業と山村社会』，東京大学出版会，1962年，343頁。

7) 笠井恭悦「吉野林業の発展構造」，宇都宮大学農学部学術報告特輯，第15号，1962年，110頁。同『林野制度の発展と山村経済』，御茶の水書房，1964年。笠井氏の業績評価については，半田良一「吉野林業論をめぐる諸問題」，『林業経済』，183号，1964年。山田達夫「林業構造論と吉野林業論」，泉栄二「吉野林業の展開」いずれも『日本の林業問題』，ミネルヴァ書房，1979年所収。また加藤衛拡「『吉野林業全書』の研究」（徳川林政史研究所『研究紀要』，昭和58年度）がある。

開しなかった。その後，借地林業制の内容を検討し，制度としての借地林業を否定したのは藤田佳久氏であった[8]。だが，地元では，吉野林業＝借地林業という見方は依然として根強く存在している。

吉野林業の本場，川上村役場が平成元年に発行した『村制100周年記念誌』には，「木魂伝承，木とともに生きるよろこび」というページがあって，「吉野林業は，木を我が子のように可愛がるっちゅうけど，これはホンマや。下草刈りとか枝うちは当然やけど，木にからまる草のツルなんかも手間惜しまずにきれいに取ってやる。台風の後や雪の日の山の見囲りも欠かされへん。ホンマ，子供を育ててるのと同じくらい気イを使ってるもんな……。そやから，ええ木に成育してくれるんやと思う」と書かれている。

これこそ，百年前に大山林所有者が借地林業概念のなかに込めたかったことではなかったろうか。山林所在地の住民が，自分のものでない山林に我が子に対するような愛情を注ぎ，その成育を喜ぶことは，山林所有者にとってこれほどありがたいことはない。それは一般的な自然愛護の観念とは異なった観念あるいは感情である。たとえてみれば，終身雇用・年功序列賃金・企業内組合を内容とする会社主義と共通するものと言えないだろうか。これは吉野林業の特質を表す概念ではなく，そこから派生したイデオロギーである。私は，借地林業概念はイデオロギー的役割を果たしたと考えている。それは，借地林業概念が形成された経過をみると首肯しうることである。小論の目的は，まず借地林業概念を再検討し，ついでそのイデオロギー的役割を明らかにすることである。

1　借地林業概念の検討

近世以来吉野林業地帯で形成された林業制度が借地林業として概念化されたのは，明治20年代から30年代初頭にかけてであった。まず，その林業制度を検討しておこう。最も包括的で，多くの研究書にも引用されている北村の『吉野林業概要』（第六版改訂版，1954年）を取り上げよう。北村家は奈良県一の大山林地主で，県内の林業者をリードする存在である。ちなみに，昭和26年秋，昭和天皇が吉野にきたさい，彼が天皇に吉野林業について進講したのである。

> この制度（借地林業制度……引用者）は立木所有者と土地所有者と其の人を異にし，即ち甲(仮に立木所有者としよう）は乙（仮に土地所有者）の土地を立木一代間若しくは一定の長期間借地し，それに植林し伐期に及んで伐採せる木材の価額の幾分かを土地所有者に支払う組織である。(p. 55)
>
> 山地では耕地に乏しいから，森林資源を維持培養し，木材の販売により生活する外はなかった。しかしその伐出生産の過程でも利益を得ることが少く，一方村に課せられる貢租

8)　藤田佳久「吉野林業史における借地林業の再検討」（徳川林政史研究所『研究紀要』，昭和56年度）「吉野林業論の成立とその地域的拡散および受容」，『人文地理』45-6，1993年。これらの論文は『日本・育成林業地域形成論』，古今書院，1995年に収められている。

は高く，一般に資本を蓄積する余地はなかった。かくて村は租税の支払いに窮し，郷内の有力者に林地を売却し，或は造林の能力のある者に之を貸付ける制度を設け，造林を促進させた。しかし山村民にはこの造林地を維持する資本が欠けていた。そのため元禄年間を前後する頃，下市，上市及び大和平野方面の商業資本の消費貸付を通じて借地林が発生して行った。(p. 26)

借地林業といわれる制度は，①土地の所有権と立木の所有権の分離，②立木や土地の年限所有（立木一代限りあるいは数十年季），③村外の借地者による立木所有，④立木伐採時の歩口金（山年貢，山役金等の別称がある）の授受，という4条件からなっている。筆者はこれが借地林業概念の内容であると考える。以下具体的にみよう。

(1) 土地所有権と立木所有権の分離

山林売買証文から見ると，吉野林業地帯では18世紀以降，土地所有と立木所有とが明確に分離してくる。立木だけの所有（当然所有期間は有限である）を年限山あるいは年季山といい，土地および立木土地共の永代所有を永代地という。立木所有と土地所有とが分離するのは，育成林業の成立過程に関係しているのであるが，小論の目的ではないので，立ち入らない。

村外の資本所有者が，植林された山林を買得して所有するのか，それとも土地を買得し自ら植林して所有するのか，この違いに注目したのが笠井氏であった。2つの事例をあげよう。

事例 A[9]

売渡シ申杉桧木山之事

大瀧村領ニ有之

一，字上にふと申杉桧木山　壱ヶ所

四方境目（略）

右之山林我等持分一円不残此度御年貢未進銀ニ差詰リ代銀五貫八百目ニ売渡則直銀ニ請取御上納申所実正也　然上ハ何拾年成共立木一代御立置可被成ゟ　右之山御年貢之儀ハ右立木皆伐リ之節売代銀壱貫目ニ付五拾匁宛地主方へ請取申約束也　材木出シ道之儀ハ其元御勝手宜敷方へ御出可被成ゟ　右山林ニ付御未進無之他ゟ妨申者無御座ゟ　万一少シニても滞儀出来ゟハハ売主ハ不及申ニ印形之者共罷出急度埒明其元へ少も御難儀掛ケ申間敷ゟ

為後日山林売券證文依而如件

安永二年　　吉野郡大瀧村売主

巳十一月　　治右衛門　㊞

同村一家惣代　与兵衛　㊞

同村年寄　　与市郎　㊞

---

9) 土倉家文書（売買）天理図書館蔵，以下土倉家文書はすべて天理図書館蔵。

同村庄屋　　源 三 郎 ㊞

鳥屋　弥助殿

事例 B[10)]

売渡申山地之事

小村領字中つこ釜ヶ谷と申所

一，山地　壱ヶ所　　際目諸木一円不残

四方際目（略）

右之山地我所持場ニ御座ゐ処此度御年貢未進銀要用ニ差詰リ当亥年ゟ来ル午年迄八拾年限代銀三百匁ニ売渡則銀子不残請取申処実正也　然ル上ハ右地所江其元ゟ杉檜苗木御植付被成而年季之間御心侭ニ御支配可被成ゐ　此山御年貢之義ハ成木之上御伐取被成ゐ度毎ニ売銀高百匁ニ付八匁宛地主我等江御渡可被下ゐ　木御伐取ゐ節出し道木の置場等御勝手能方江御出し可被成ゐ　跡地ハ明次第此方江御戻シ可被下ゐ　此山ニ付我等義ハ不及申他之妨ケ毛頭無御座ゐ　万一外ゟ之乱妨申者出来ゐハハ左之加判人立会埒明貴殿江少しも御難懸ケ申間敷ゐ　為後日山地売券證文依而如件

享和三年

亥ノ十月　　山地売主小村

七左衛門 ㊞

證人五人組

庄右衛門 ㊞

同断年寄

藤　七 ㊞

同断庄屋

助右衛門 ㊞

鷲家口村

米屋　庄兵衛殿

事例Aが立木の年季売り，事例Bが土地の年季売りであり，いずれも立木所有と土地所有が分離している。笠井氏のいう「字義どおりの借地林業」とは事例Bである。笠井氏の理解に従うと，借地者が自ら（他人を雇用することは当然）植地や跡地に植林しなければ，借地林業といえないことになる。たしかに，『概要』には借地林業制度の説明として，「甲（仮に立木所有者としよう）は乙（仮に土地所有者）の土地を立木一代間若くは一定の長期間借地し，それに植林し」とある[11)]。笠井氏の「字義どおりの借地林業」は，このようなことにもとづくので

10)　谷家文書，奈良県東吉野村。

11)　『概要』55頁。

あろう。だが，『概要』の記述はそれほど正確とは思えない。『概要』がそういいながら，実際にとりあげている売買証文は立木の年季売りの事例である。この点について，半田良一氏が『概要』を引用しながら，借地林業にたいする観念が立木の年季売買から「立木一代間土地を借り受け殖林をなす」ということに変化したと「窺知できたのではなかろうか」と述べているが[12]，両氏とも字義にとらわれすぎではなかろうか。筆者は土地の年季売りだけでなく立木の年季売りも（事例AとBとも）借地林業と考えている。

たとえば，明治36年発行の『大日本山林会報』第243号に掲載されている市嶋直治の「吉野，北山，十津川三林業の状況及歴史一斑（続）」は，「未植山林なる場合及已植山林なる場合」ということで，植林山も含めている[13]。また，明治32年奈良県が各道府県に借地林業制度について照会した時も，「山林立木と土地の所有主を異にする慣習」ということで照会している[14]。以上のことから，借地林業概念は成立当初から立木の年季売りも含んでいたと理解すべきであろう。

他人が植林した山林であろうが，自ら植林した山林であろうが，借地にかわりはなく，立木の年限所有にちがいはない。なお，吉野林業地帯で杉檜山というのは立木のことであり，土地の場合には土地，跡地，植地などと表現される。

(2)　立木や土地の年限所有

事例Aでは立木一代限り，事例Bでは80年間が年限（年季）である。年限はしだいに長くなり，やがて立木一代に収斂する。立木や土地の年季売りといっても，実態は立木所有のための土地の貸借である。土地の永代売りは，所有権の移転だけでなく，歩口金の取得権が失われるのである。それだけに村方では，土地の村外流出（永代売り）をきびしく規制していた。次は天保2年の川上郷井戸村の山林売買証文に記載された文言である。

事例C[15]

村中仕格之亘

一，土地之儀村内売買勝手ニ可仕亘　従先規他郷他村へ永売永譲一切不仕ゟ　万一此手形添證杯仕他村へ相洩ゟハ此手形反古ニ而ゟ　猶又従親譲請主他村へ持参住居仕ゟハ立木一代限立置土地ハ本家へ差戻可申田畑ハ直様差戻可申者也

井戸村役人中

但シ他所之仁右仕格乍存役人無之土地買取ゟへハ其者之丸太村方ゟ差押置出シ方為致

12)　半田良一「吉野林業論をめぐる諸問題」『林業経済』誌，183号，1964年，29頁。
13)　『大日本山林会報』243号，31頁。
14)　奈良県立図書館蔵『奈良県行政文書　殖林地上権書類』所収。
15)　土倉家文書（売買）。

不申ゟ　已上

明治初期の売買証文には同文が木版で押されている。このような規制は他村でもみられた。しかし商品経済の浸透によって18世紀には崩壊した所が多い。

(3) 村外者による立木所有

村外者による立木所有については，従来それほど注目されなかったが，筆者は借地林業概念の重要な内容であるととらえている。同一村内での山林売買と村外との山林売買とではその意味合いが異なる。商品経済の発展に対応して林業資本が内生すれば，林業制度は村内で完結したのであろうが，劣悪な農林業生産力の下では，ごく少数の例を除いて村内にはその力はなかった。村民は私有地や共有地に植林しては，せっせと村外資本に販売していた。こうして，村境を越えたところで借地林業は成立したのであった。

立木所有者がその山林所在地の住民でない場合には，かならず山守がおかれる。また，歩口銀の徴収は村内では免除されることがあった。これは同一村内での山林所有と村外者の山林所有とが意味合いを異にすることの例証である。

村民が村外の商人と山林を介して社会的な関係を結ぶ契機は何であったろうか。「他に生活資料の少ない林地所有者の側から，云わば懇願的に村外資本家の側へ行われて行った」ものなのか，それとも「商業資本家にとり有利な商機」[16]すなわち有利な投資先としてなのか。おそらく両方であったろう。村外資本の一方的な恩恵も侵略もありえない。かならず経済的合理性が作用しているはずである。両者の関係は，立木所有者の方が経済的に優位にあった。

具体例を示しておこう。竹永三男氏は奈良盆地（国中地方）の地主経営構造の分析を通して，それが，奈良盆地の高度に発展した農業生産力と日本屈指の育成林業地帯である吉野林業とを背景にして，地主的土地所有＝小作料収取・販売，山林所有，有価証券投資の三部門が銀行を媒介にして緊密に連関し鼎立していることを明らかにした。このような経営構造は奈良盆地では「三徳式」経営と言われてきたのである[17]。このように国中地方の地主・商業・高利貸資本にとって，吉野山林は有利な投資先であった。

一方，地元のがわでは，地元資本の不足を村外資本の導入によって補うとともに，商圏の拡大を村外に求めたのである。時代の進展につれて，山林がさかんに村外に売りだされ，土地の流出もみられた。これが経済的合理性である。

(4) 歩口金

歩口金（銀）は借地林業制度を内実たらしめる重要な契機である。歩口金というのは，抜伐

16) 佐藤彌太郎　前掲書（註５），696頁。

17) 竹永三男「奈良盆地における一在村地主経営の構造とその展開」，『島根大学法文学部紀要文学科編第五号-１』，1982年。

りあるいは皆伐り時に，立木所有者から土地所有者に支払われる後払い地代である。山年貢，山役銀，歩一銀等々の別称がある。先の事例A，Bの「山御年貢」である。

歩口金は村や山林によってその割合はさまざまであるが，普通は2～10%の範囲内である。土地所有にたいして支払われるものであるから，個人が受取る場合もあれば，村方が受取る場合もあった。土地所有と切り離されて歩口金だけが売買されるようになると，土地を所有せずに歩口金を受取る場合もあった。個人が受取る場合でも，一定額を村方に納めさせる村もあった。これにたいして，立木や跡地を年季契約で売買する時に支払われるのが前払い地代に相当する。ただ，検地帳に記載された名請地が山林に変わっている場合には，毎年，銀数分から数匁の年貢を村方に納入する義務があったが，それ以外は中間の地代はなかった。

歩口金は村方の管理下にあった。次の事例は天保四年，小川郷小村が定めた歩口銀についての村取極である。

事例D[18)]

山林歩口取極メ置証文之事

一，先年より山林歩口銀相究御年貢御上納之助力銀ニ致来候処，（中略）近年ハ不埒ニ相成他所山林之抑銀入替杯と申立相応直打有之候山林不実之売買致風聞ニ付，大切成御上納之助力銀手当ニ致来候歩口銀候得者格別下直之売買相成候てハ自然村方衰微之基候間，就夫此度村役人中会談之上取極書相改，此今後歩口之儀ハ売買致候雖山林と惣見歩口致約定，尤山林及見之儀者於村方ニ材木商人江差図致役人之内より同道ニ而歩口及見可申候，入札山林之儀ハ先年之通り落札高ニ付壱割引ニて請取可申候（後略）

このように歩口金（銀）は村方経済の存続にとって重大事であった。借地林業とは土地が戻るだけではなく，歩口金が村方と住民に入ることである。

しかし，歩口金の意義は，住民・村方と山林所有者とでは異なっている。後払い地代である歩口金は，伐採時の価格が高いほど土地所有者（個人と村方）の受け取り額も多くなるので，山林所有者は，山林に対する住民の愛護意識を高めるために歩口金の役割を強調した。だから『概要』も「借地林業に於ては……とくに山役金に依り地元住民を経済的な観念から森林を愛護せしめるような方法を採った」と述べているのである[19)]。

(5) 数量的把握

以上で借地林業制度の4つの内容を検討した。それを数量的に見てみよう。別表は，筆者が土倉家文書のなかの山林売買証文を集計したものであるが，このうち筆者が借地林業の事例と

18) 『東吉野村史・史料編』上巻，1990年，946頁。

19) 『概要』，69頁。

して抽出したのは平均すると53％である[20]。松尾容孝氏が精緻な作業で整理した川上村大滝の冨田家の売買証文を同じ方法で集計すると，やく25％になった[21]。

売　買　形　態

	立木			土地			立木・土地			その他不明	計	うち借地林業
	年季	永代	不明	年季	永代	不明	年季	永代	不明			
1716-1750	5	−	1	−	2	1	1	3	−	−	13	6
1751-1800	155	7	33	27	11	17	3	4	10	2	269	168
1801-1853	530	20	103	79	42	71	6	39	20	17	927	466
1854-1867	181	−	68	19	8	8	2	1	2	25	314	132
1868-1880	172	5	25	27	6	4	2	1	−	20	262	176
計	1043	32	230	152	69	101	14	48	32	64	1785	948
1716-1750	38.4	−	7.7	−	15.4	7.7	7.7	23.1	−	−	100.0	46.2
1751-1800	57.6	2.6	12.3	10.1	4.1	6.3	1.1	1.5	3.7	0.7	100.0	62.5
1801-1853	57.2	2.2	11.1	8.5	4.5	7.7	0.6	4.2	2.2	1.8	100.0	50.3
1854-1867	57.6	−	21.6	6.1	2.6	2.6	0.6	0.3	0.6	8.0	100.0	42.0
1868-1880	65.6	1.9	9.5	10.3	2.3	1.6	0.8	0.4	−	7.6	100.0	67.2
計	58.4	1.8	12.9	8.5	3.9	5.6	0.8	2.7	1.8	3.6	100.0	53.1

（註）　1．本表は土倉家文書に関する別稿のさい作成したものを転用した。
2．不明は，證文に無記入であったり，「古證文通り」とあって判定できないもの。
3．その他・不明には歩口銀と年季延長を含む。

笠井氏のいう「字義どおりの借地林業」は土地の年季売りであるから，土倉家文書では平均して8.5％，冨田家文書では1.0％，これでは藤田氏が「虚構」[22]と断定するのも当然であろう。借地林業制度を笠井氏らのいうように「字義どおりの借地林業」と考えるならば，この概念は虚構ということになる。虚構の概念が多大な役割をはたすのだろうか。そういうことは可能であろうか。筆者は不可能と考える。借地林業概念は虚構の概念ではない。

2　保護制度

借地林業制度と一体の関係にあるのが保護制度である。これについてもまず『概要』の説明をきいてみよう。

我吉野林業に於ては遠隔の地に在る殖林家は勿論のこと，仮令、遠隔ならずとも山林所有者の住居地と所有地と其の大字を異にする時は必ず山林所在の地元大字に於ける住民の

20)　本表は筆者が土倉家文書の調査によって作成したものである。土倉家文書の調査結果は，「土倉家山林関係文書の実証的研究（一）」として，『ビブリア』（天理図書館）106号に発表している。くわしくは，これを参照されたい。

21)　松尾容孝「吉野林業地帯における近世後期から近代初期にかけての杉檜林野売買関連文書（資料整理）－川上郷大瀧村冨田利右衛門家文書」，『鳥取大学教養部紀要』第23号，1989年。

22)　藤田，前掲書（註８）218頁，250頁。

中最も信用且徳望のある者を選んで山林看守（即ち山守）とし，自己の山林を之に嘱託するのを慣行としている。山守の職務は山林所有者の為に其の山林の保護に対し常に全責任を帯びて看守することに在る。而して平時は山林を巡視し植栽，手入，間伐，皆伐等の際には林主に代って人夫を指揮監督し，非常変災等のある際には所有主のために臨機応変の処置をするなど，皆其の職掌に属するものである。而して其の看守料は材木皆伐又は山林売却の時に伐採価格若しくは売却価格の幾分を以て看守料は尚又歩口金（山役金）と同じく，恰も部分林に等しい利益の分配に相当するから，之を受ける看守は山林を自己の財産の如く思ってその保護の任に当たるものである。(p. 68-69)

ここに保護制度の根幹と大山林所有者側の意図が明瞭に述べられている。借地林業制度は保護制度と結合して十全なものになる。山林所有者は山守にたいし山林の保護を求めている。そのなかには立木の手入れだけではなく，盗木の監視や火災等の防護も含まれる。その代償として立木伐採時に彼らにいくばくかの利益（山守賃）を分配する。山守は山林保護の役務を提供するかわりに，それを受け取る。これは経済的合理性にもとづく行為であるのに，「自己の財産の如く思って」と，心情にまで高められている。

村によっては村方で山守を勤めることがあった（中庄郷喜佐谷村の例）。その場合は，山林保護はすべての住民の任務となる。

3 借地林業概念の形成

日本近代の法体制の形成過程は，吉野林業地帯の立木所有者＝林業者にとっては苦難の時期であった。明治政府の考え方は，土地所有を優先させ，立木は土地に帰属すべきものとの方針であった。普通は土地所有者（地主）が土地利用者（たとえば立木所有者や小作人）にたいして優位にあるが，吉野地方にあっては，立木所有者の方が経済的にはるかに優越していた。そのため，吉野地方の立木所有者とりわけ村外の大山林所有者は「土地所有者による不法や政府ならびに県当局による立木保護の軽視に対抗して，長期にわたり強力に自らの主張を繰りかえした。」[23)]

立木所有者は立木所有権の保護を求めて再三請願をおこなった。彼らの作成した『請願書』の中心点は，立木のみの公証力の弱さに不安を表明し，土地所有と分離した立木所有権の保護を求めるものであるが，しだいに，吉野林業の特質である土地所有と立木所有との分離が吉野林業発展の一大要因であり，地元の繁栄と国利民福にもつながるとの理論を構築していった。

現在，利用できる『請願書』は明治23年のものと，32年中におこされた4通の『請願書』で

---

23) 笠井恭悦『林野制度の発展と山村経済』，203頁。以下の叙述は同書の第三章第一節「立木法制の確立過程」と船越昭治「立木売買と森林抵当金融に関する歴史的研究」第1章，第2章（『岩手大学農学部演習林報告』，第2号所収）を参考にしている。

ある[24]。

明治32年８月10日付けの，司法大臣清浦奎吾に宛てた『請願書』を検討しよう。これには大和山林会会員423名が名前を連ね，代表して同会幹事土倉庄三郎，中野利右衛門，北村宗四郎，栗山藤作，岡橋清三の５名が連署した。ちなみにこの５名は当時奈良県内の最大の山林所有者であった。北村又左衛門の名前がないのは，まだ若年であったので，分家の宗四郎が後見しているのである。土倉以外は現在でもまだその位置を保っている。

第一項は「請願ノ起因」，第二項は「請願ノ目的」を縷述している。筆者が取り上げたいのは第三項，第四項と第五項である。煩をいとわず引用しよう。

第三項　吉野森林地上権ニ関スル慣習ノ大要

㈠　吉野森林ノ土地ト地上ノ立木ト其所有者ヲ異ニスルノ素因タルヤ地元住民ハ杉桧造林スルニ最モ適切最モ善良ナル土地ヲ所有スルモ資本ニ乏シク林業上充分熱心ナルモ著シキ発達ヲ期スルコト難ク故ニ郡ノ内外ヲ問ハス広ク吾県下有数ノ資本家ヲ奨励シ出資セシメ以テ地上権ヲ得セシムルト同時ニ杉桧樹ヲ造林セシメ又土地所有者ニシテ多少ノ貯蓄ノアルモノハ自ラ杉桧樹苗ヲ栽植シ殆ント修理ノ終ラントスルヲ待テ地上権ト地上ノ物件トヲ併セ資本家ニ売買シ其収入金ヲ以テ直ニ原野ヲ開拓造林シ漸々年ヲ追ヒ吉野林業ヲ隆盛ニ趣カシメタルモノニシテ敢テ偶然ノ所業ニアラス……実ニ良好ノ慣習ト言ハサル可ラス

ここではまず，土地と立木の所有が分離していること，そして土地はあるが資本がない地元住民が，資本をもつ郡内外の「資本家」に出資を求めて造林させ，吉野林業を発展させてきたことを述べている。なお，造林させるだけでなく，地元住民が栽植した杉桧山林の売買をも含めていることが注目される。

㈡　吉野森林ノ地上権ヲ設定スルニ存続期間ハ立木一代限ト称シ地上権設定后栽植シタル杉桧樹木ノ皆伐スル時ヲ期限トセシモノアリ又何拾十年何百年ト年限ヲ定ムルモノアリト雖トモ……最モ利便ナル立木一代限ノ契約盛ニ行ハレ当時ハ十中ノ九迄此存続期間ナラサルハナシ……存続期間ト山役金ノ課率トヲ確定シ合意上相当ノ地代ヲ定メ土地所有者ト地上権者ノ間ニ之レヲ授受シ始テ杉桧樹木ヲ造林セシメ其樹木ノ成長スルニ従ヒ時々間伐シ発育ノ見込ミナキニ至リ始テ皆伐スルヲ常法トセリ故ニ山役金ナルモノハ皆伐一回ノ契約ナレハ地上ノ立木皆伐ノ時間伐皆伐共ノ契約ナルモノハ立木伐採毎ニ地上権者ヨリ土地所有者へ山役金ヲ払渡セリ之レ吉野森林ノ特別慣習ヲ維持シ斯業ノ発達ヲ助長セシ要素ノ一ナリトス

ここでは，地上権設定の期間（借地期間）は大半が立木一代限であること，売買契約成立時に支払われる地代（前払い地代）だけでなく立木の間伐あるいは皆伐時に，立木所有者から土

24)　明治23年の請願の内容は，笠井，前掲書，215頁～218頁にある。笠井氏が利用した当時は奈良県庁に保管されていたが，現在は県立図書館にもなく，原史料をみることはできなかった。４種類の『請願書』はいずれも奈良県立図書館の『奈良県行政文書　殖林地上権書類』に収められている。

地所有者に対して山役金（後払い地代）が支払われる慣習が江戸時代から続いてきたこと，そしてこの慣習が吉野林業を発展させた要因であったということが，経済的な行為として述べられている。

㈢ 吉野森林ハ……十中ノ九以上ハ他郡村住民ノ所有ニ帰シ地元村落ノ所有ニ属スルモノ実ニ尠少ナリトス於茲杉桧立木所有者ハ其地住民ニシテ最モ信用アルモノヲ撰抜シ所有ノ森林ヲ常時保護セシメ立木皆伐ノ時ニ限リ特別ノ契約アルモノノ外普通は其売代金百分ノ五ノ割合ヲ以テ監守料ヲ払渡シ来レリ……之レカ為メ地元住民ハ競テ忠実ヲ旨トシ大切ニ森林ヲ保護シ無上ノ所得トナスニ至レリ

ここでは，立木所有者の大半は他郡の住民であること，そのために立木所有者は地元に山守を置いて山林の保護にあたらせ，皆伐の際に５％の監守料（山守賃）を支払う契約であることが述べられている。監守料を支払うことによって，山守にかぎらず地元住民は忠実に山林を保護しているというのである。

㈣ 山役金又ハ監守料等ヲ地元住民カ所得スルヲ以テ部分木ヲ所有スルノ観念常ニ離ルヽコトナク為メニ緩急相救吉凶相倶ニシ親愛ノ交愈益々深ク一朝天災地変アルカ若シクハ火災等ノアルアラハ地元住民ハ必死ノ労ヲ執リ充分森林ノ保護ヲナシ為メニ立木所有者ト森林ノ所在ト遠ク隔絶スルト雖トモ大火等ノ如キ災害ヲ蒙ルコトナク他府県ノ林業家ヲシテ驚胆感服為サシメ実ニ良好ナル慣習トシテ県民ノ自誇スル所ナリトス

ここでは，山役金や監守料を所得するので，地元住民は部分木を所有する観念を常にいだき，地元住民と立木所有者とは相互救助の関係にあるという。両者の親愛の交誼がいっそう深まり，山林の保護が万全であると述べている。これが林業者のいちばん言いたかったことであろう。ここでは保護制度が金銭的なシステムであるとともに，それを基盤とした心情的な行動として述べられている。

地元の土地所有者と立木所有者とのあいだの親密な関係がなければ，遠隔の地にある山林をよく維持できないことを，立木所有者は知悉しているのである。山役金等を得ることを以て地元住民が森林愛護に努めるという論理は，すでに明治23年に盛口平治の『吉野林業法』[25]や北村らの『請願書』のなかでも展開されていた。なぜこのような論理がたてられたのであろうか。

保護制度が単なる金銭的なシステムとしてではなく，醇風美俗として主張されるのは，資本の原始的蓄積の過程で，全国的に入会山や秣場などが官有地や豪農地主の土地に囲いこまれ，これに反発した農民たちの大規模な騒擾事件が生じたことを念頭に置いているのである[26]。林業者たちは，これと対置することによって，吉野林業の慣習を認めさせようとしたと考えることは十分根拠のあることである。明治16年の春から秋にかけて，吉野郡に隣接する高市郡で

25) 盛口平治の『吉野林業法』は静岡県から発行された。1977年筆者の手で復刻した。
26) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』，岩波書店，1952年，131-132頁。

は，近傍住民が高取官林の所有権回復を要求していた。埒が開かないとみた住民たちは実力で「官林」に押し入り，材木を伐り出した。この行動は官憲の弾圧をうけ，200名をこえる住民が「盗木」の故を以て公訴されたのであった[27]。それに比べると，吉野地方では親和してやってきたと言いたいのであろう。はたしてそのように言えるのだろうか。

彼らの主張には一定の根拠がある。慶応2年から3年にかけて米をはじめ諸物価が高騰したので，困窮の村方では村内に山林を所有する者にたいして施銀を求めた。この時，土倉家では居村の大瀧村をはじめ川上郷内の西河，東川，寺尾，迫，高原，白川渡村，小川郷の日裏村にたいして助施をおこなった。これは史料で確認できる範囲であるから，実際はもっと広範囲に及んでいたであろう[28]。このような行為は一長者の個別的なものではなく，大山林所有者全体に求められた行為であった。もちろん，これは一時的な恩恵であって，村方の抜本的な立直し策ではないし，これをもって山林所有者と地元住民の間の矛盾が解決されるなどと言うのではない。彼らの主張の根元にあるものを示しただけである。

32年8月の『請願書』は続けて次のように述べる。

第四項　地元住民即土地所有者ガ不当ノ要求ト不穏ノ行為

吉野森林ノ特別慣習ニ依リ地上権ヲ既得スルモノ壱千有余名アルモ早ク民法施行法第三拾七条ノ規定アルヲ知ルモノ僅々数名ニ過キス其ノ数名ノ者カ不動産登記法ノ実施セラル、ヲ待テ地上権設定ノ登記申請セント欲シ土地所有者ニ署名捺印ヲ求メタルモ素ヨリ山間僻邑ニ住居スル地元住民ハ尚更了知セス為メニ地上権者ノ要求ヲ容レス談判中遂ニ全体ノ地上権者及土地所有者モ倶ニ前条文ノ規定ヲ知ル所トナリ周章狼狽咄嗟ノ間ニ登記申請セントシ一時ニ土地所有者ノ署名捺印ヲ請求セリ於茲土地所有者ハ既往ノ厚情ヲ顧ミス徳義ノ如何ナルヲモ用捨ナク此機ニ乗シ山役金及監守料等ノ率ヲ高メ之レニ応スレハ承諾シ若シ応セサレハ承諾スルヲ得スト答エ……一大紛擾ヲ惹起シタルヲ以テ登記申請シタルモノ実ニ少数ナリトス

已ニ吉野郡川上村ノ如キハ客月二十日区長及有志者集会シ別紙参考書ノ如キ決議ヲ為シ而シテ内部ノ締盟シタルヲ聞クニ既往ニ契約シタル山役金及監守料共該議決ノ如ク立木間伐皆伐共売代金百分ノ五ノ割合ニ引上ケサレハ絶対的ニ署名捺印ヲ拒絶シ居レリ如斯不当ノ要求ト不穏ノ行為ハ各地元村落ニ伝播シ至ル所署名捺印ヲ肯セサルコトトナレリ

土地所有者と立木所有者との間の牧歌的な関係は，明治民法によって打ち壊された。両者の関係が経済的合理性のみで律せられるならば，山役金や監守料の引き上げ要求が出されるのは必然の流れである。そのような要求を，立木所有者は不当な要求と断じているが，地元住民の側からすれば，当然のことであり，相手のウイークポイントを攻めて交渉を有利に運ぶことそ

27)「日本立憲政党新聞」掲載の記事（奈良県近代史研究会編『大和の自由民権運動』，1981年，所収）46頁。

28) 土倉家文書（災害・救恤）。

れ自体は正当な経済行為である。立木所有者の側からすれば，徳義の何たるかを知らぬ不当な行為というが，それこそ経済的あるいは階級的立場のちがいというべきであろう。しかも個人的な行為だけではなかった。地域的な行動に発展しようとしていた。やはり吉野地方にも，なにほどか騒擾の影響が及んでいたのであろうか，立木所有者は「一時心ヲ安ンスルコト能ハサリシナリ」[29]という恐慌状態に陥った。

第五項　地上権者ノ困難

前項ノ如ク不当ノ要求ト不穏ノ行為アリ到底本登記申請ナスヲ得ス……偶々聴許セラルヽアラハ民事訴訟法第六百四拾四条第三項ノ規定ニ従ヒ仮処分ノ命令書ヲ土地所有者ニ送達セシメ其送達ヲ受ケタル土地所有者ハ同法第七百四拾九条ノ規定ニ由リ十四日以内ニ異義ノ申立ヲ為サヽルヲ得ス故ニ土地所有者ハ自分ノ行為如何ヲ顧ミス地上権者ハ苛酷ノ処断ニ出テタルナリトシ益悪感情ヲ抱キ進テ奸計ヲ逞クスルハ言ヲ俟サル所ナリ今茲ニ競テ仮登記ヲ申請セシ歟一時ニ数万ノ訴件提起スルニ至ルヘシ其弊害茲ニ止マラス第参項ノ(四)ニ掲記スル森林保護ノ上ニ於テ杞懼スル所ナリ加之地元村民ト地上権者ノ円滑ヲ欠キ言フ可ラサル困難ヲ醸生スルニ至ラン幸ヒ地上権ヲ保全シ得ルモ地元村民ハ一致団結必ス復仇的行為ヲ以テ対抗シ来ルヘシ此妨害ノ為メ終リニハ吉野森林ヲシテ濫伐スルハ勢ノ免カレサルコトナラン若一歩ヲ譲リ仮登記ノ申請ヲ停止セン歟陸続トシテ第三者ヲ現シ既得ノ地上権ヲ消滅セシメ吉野森林数年ヲ出スシテ往古ノ原野ニ変スルノ悲境ニ陥ルハ必然ナラント確信ス実ニ地上権者ノ危急ト吉野森林ノ衰運ハ国家ノ保安ト経済トニ一大関係ヲ為シ云フ可カラサル惨状ヲ呈スルニ至ル可シ

ここでは，地元住民と地上権者（山林所有者）とが相対立するのは，ひとり地上権者の危急にとどまらず，吉野林業の衰退と，国家の保安と経済に一大惨状をまねくと指摘している。そこには「緩急相救吉凶相倶ニシ親愛ノ交愈益々深ク」といった牧歌的な関係はかなぐり捨てられ，自己の利益に国家的利益のヴェールをかぶせた主張があるだけである。

山林所有者にとって，登記や歩口金，監守料をめぐる対立や紛争は山林保護の上から絶対に避けたいことである。彼らにとって，遠隔の地にある山林が適切な手入れがなされ，盗木や山林火災から防護されることが最も重大なことである。材木の生産過程が安全・確実に進行することが，彼の投下した資本が確実に利益をともなって回収される最大の保障である。だから，自己の利益が脅かされる決定的な局面では，「親愛の交愈」などとは言っておられない。なお，これにつづく材木の販売過程は，山林所有者よりもむしろ材木商人の受け持ち範囲であった。

上来『請願書』を検討してきたが，完全に，近世以来（この『請願書』の起草者は天正以来とするが，これは検討を要する）の吉野地方の林業システムが概念化されていると言える。

半田氏が，「立木年季売買の実質をもつ取引が借地林業なる名称に包括されるようになった

29)　戸水寛人，「吉野山林」（筑波大学農林学系『吉野林業史料集成』（五），所収）212頁。

のは，明治民法および不動産登記法の施行にさいして立木それじたいを不動産として登記することが認められず，他人の土地の一般的な使用収益権を意味する『地上権』として登記せられたためにほかならない」と述べ[30]，藤田氏は，「この問題は（吉野固有の慣行……引用者）そののち立木権の認定の形で決着をみるが，最大の林業家となった北村にとっては財産にかかわる問題であり，それゆえ、それを『借地林業制度』として主張することが自らの財産保持にもつながることになったのである。」と述べている[31]。それでは，なぜ彼らがその主張を借地林業に概念化したのかが問われなければならない。

大和山林会が32年4月8日付けで奈良県知事寺原長輝あてに提出した『請願書』を検討しよう[32]。この『請願書』は，杉桧立木の年限売買が天正時代からつづく吉野森林の良慣習であることを主張したものである。そこでは次のように述べられている。

> 土地ヲ売渡シ資本家ヲシテ造林セシメ又ハ土地ト立木ヲ併セテ売却スルトキハ資本家ハ総テノ利益ヲ吸収シ以テ郡民ノ生産力ヲ枯渇スル而已ナラス地方人民ノ森林ニ対スル愛護ノ念ヲ薄クシ従テ一朝不時ノ災害アランカ之レカ救護ノ力モ自ラ薄弱トナリ林業ノ衰頽ヲ来スヲ免レス

つまり，立木所有者が森林の利益を独占すれば，地元の生産力を枯渇させるだけでなく。森林愛護の念を希薄にし，結局は林業の衰退をきたすというのである。同じ吉野地方でも，土地と立木とを他郡村住民にあわせ売った西奥郷や黒瀧郷では住民と森林との関係を薄くしているが，川上，小川，中庄の3郷では立木や地上権の売買に止めたので，「天下ニ冠タル名声ヲ轟カシ斯業ノ模範ト認定セラルヽノ栄誉ヲ博シ延テ国家経済ヲ保全スル良好ノ慣習」となっていると主張している。地元住民と森林愛護の関係については，農民を入会山から閉め出した結果，騒擾事件を招来したことも当然念頭にあったろう。

山林所有者たちは，自己の利益だけを主張するのではなく，近世以来の林業制度を立木所有者と土地所有者とが利益を分収するシステムであると説くことによって，借地林業概念に普遍性をもたせたのである。借地林業概念が普遍性を獲得したことによって，彼らの主張の正当性が確保され，目的の達成が展望されたのである。そして，借地林業制度と保護制度とが合体することによって，借地林業概念は，対象を表す概念からイデオロギーに転化するのである。

借地林業概念はこのようにして，山林所有者＝林業者が明治政府にたいして，土地とは離れて立木所有権の保護ならびに先取特権，質権，抵当権等の登記を可能ならしめるための立法制定要求運動の過程で形成されたものであった。あとは，この概念に最も適切な名称を与えることである。それは明治32年，大日本山林会幹事川瀬善太郎（東京帝国大学教授）によって借地

---

30)　半田，前掲論文（註12），28頁。
31)　藤田，前掲書（註8），250頁。
32)　『奈良県行政文書　殖林地上権書類』所収。

林業と命名された[33]。借地をする大山林所有者の側から命名されたのである。「借地」という字義にこだわる必要はない。

4 イデオロギーとしての借地林業

(1) 大山林地主の形成と借地林業イデオロギー

借地林業概念が形成される時期は，大山林地主制が形成される時期でもあった。大山林地主制の形成の時期は，明治20年代から明治末期であることは通説である。地上権についての不安感が土地の集積に拍車をかけたであろうことは考えられることである[34]。大山林地主制の拡大は，借地林業制の後退である。林地が村外の山林地主の所有になると，歩口金の授受は消滅し，山守賃だけとなる。山林地主と地元住民の関係は山守を介在した一種の雇用関係となる。山守が不正を働いたり，山林労働をめぐって山守を含めて住民全体が山林地主に対抗するようなことがあると，山林地主の利益が大きく損なわれる。事実，高原区では，中野家と住民との間で紛糾が生じていた。中野家が官憲を擁して力づくで住民をおさえ，最終的に明治35年10月，高原区が「区規約」を改正して，一件は一応の解決をみた。改正「区規約」の第4条は，「高原区民は一致共同して殖林事業に精励し山林監守に拘はらず保護に務むること」となっている。笠井氏は，「要するに借地林業の美点とされる内容は，山林所有者が自己の利益の一部を山守に与えることによってこれを従属させ，さらに地元民一般をも安全に掌握する手段にほかならなかった」とみている[35]。しかし，笠井氏や藤田氏のように借地林業をせまく理解すると，実態のない概念となり，そのような概念が住民を長年にわたって「掌握」できるのだろうか。借地林業の美点とは上来「請願書」をとおしてみてきたことである。山林所有者が地元住民に与える利益の一部とは，もちろん山守賃もあろうが，筆者は歩口金のほうを重視したい。

大山林地主制が形成されても，すべての山林がこれら大山林地主の所有になったのではなく，零細な土地所有者もいたし，多かれ少なかれ区有林を残していたから，借地林業イデオロギーの基盤は存在していた。歩口金や山守賃の支払いを純然たる経済行為とするならば，山林地主は山林保護に多くの力を必要とするであろう。しかし，彼らは借地林業概念に山林保護のイデオロギーをもりこむことで，地元住民に部分木を所有するがごとき観念を持たせ，パイを大きくすれば住民の取り分も大きくなるという幻想を抱かせることに成功していた。一人一人の住民の取り分の大きさは幻想であるが，歩口金や山守賃が支払われることは現実であるから，このイデオロギーはけっして虚構の上に構築されたものではない。このイデオロギーによって山林保護は安泰である。

---

33) 『大日本山林会報』第204号，明治32年12月。

34) 京大『林業地帯』，笠井『林野制度の発展と山村経済』，野村勇編『資本主義的林業経営の成立過程』，日本林業調査会，昭和41年，『川上村史』，同編纂委員会，平成元年，等参照。

35) 笠井，前掲書（註23），272頁。高原区の紛糾も同書による。

(2) 借地林業イデオロギーの効果

イデオロギーの効果は早くも表れた。明治34年川上村大字人知で山火事が発生した。住民は森林を焼いては事重大と考え，自分の家が焼けるのも顧みず山火事の消火に努めた。その結果人家は36戸中30戸を焼失したが，山林の被害はきわめて少なかったという[36]。これは希有な例にすぎないけれども，イデオロギーのはたす役割がよく表れている話である。第2次世界大戦までの「滅私奉公」をおもわせるものがある。

もうひとつ，「吾吉野郡の如きは大人は固より児童に至まて自ら森林愛護の念を感染し一幹一枝だも之れを害せさるのみならす若し樹木を害すへき藤葛等の纏糾するかの如きあるを見れば之れを断切又山上に危ふき岩石あれは之れを地に埋み総て人造林に有害の物を見当る時は及ふ限り排除に注意す」るとある[37]。この2話はよく引き合いに出される事例である。

最大の効果は，以後，歩口金や監守料の引き上げをめぐって，地元住民や山守と大山林所有者との間で紛糾が生じた事例を寡聞にして耳にしたことがないということである。山守も住民も完全に大山林所有者に制圧された。そして，あの農地改革の時でも山林解放の運動は不発であった[38]。

(3) 借地林業イデオロギーの広がりと受容

大山林所有者（のちには大山林地主）の作りだしたイデオロギーがどのように地元住民の間に受容されたのであろうか。受容される状況とイデオロギーの伝播者を考えなければならない。

まず，一般的な状況としては，「明治33年に立木の地上権登記が可能になってからは一般に地上権設定として借地林業がさかんになった。そしてこれが共有地を対象にしておこなわれた」[39]といわれる状況があった。33年の「殖林ノ為設定シタル地上権登記ニ関スル法律」の制定によって，立木所有者はひとまず目的を達した。その後，立木の地上権登記という作業をとおして住民は否応無しに借地制を意識させられていった[40]。そのような状況のなかで，藤田

---

36) この話は諸書に引用されている。初出は大和山林会編『吉野森林ノ造林ト保護』明治36年（『吉野林業史料集成』（五）所収）と思われる。なお，これは大和山林会幹事中野利右衛門と坂本仙次の二人が起草し幹事会の審議査閲を得たうえで公刊されたものである。また，同年1月発行の谷島彦四郎の『吉野林業の栞』にも出ている。

37) 森庄一郎『吉野林業全書』，119-120頁。

38) 1950年代に山林解放の動きがあったが，それらは区有林にたいするものであった。たとえば，旧中荘村（現吉野町）の動きについては，『林野入会慣行実態調査報告書』第1号，林野庁，昭和32年。加藤正男，井ケ田良治，君村昌「林野入会に関する若干の問題」，『同志社法学』，第40，42号，1957年，大薮輝雄「部落有林野解体の一局面」，『立命館経済学』，第6巻第3号，1957年。

39) 笠井，前掲書，255頁。

40) 明治32年8月の『請願書』に連署した谷寅吉（小川村，現東吉野村）は，明治33年のことを「同年，杉桧立木地上権設定登記始メテ起リ，重坂（現御所市重坂……引用者）西尾清一郎，阪本仙次（現吉野町在住……引用者）此他山主ノ代理トナリ，小川村，四郷村，高見村ニ出張シ，実ニ多忙ヲ究メノ

氏の言うとおり，「郡役所の啓蒙書や村外の大山林所有者の啓蒙書を通して流布され，定着した」[41]のであった。その中心的な役割を果たしたのはやはり大和山林会であった。同会は機関誌『大和山林会報』（明治36年創刊）を発行して活動を活発化した。

明治36年には，谷島彦四郎の『吉野林業の栞』，中野利三郎・中野利右衛門の『伐木方法附リ標本杉材造林法実歴』，大和山林会編の『吉野森林の造林と保護』などが相次いで出版された。とくに，谷島の『栞』は吉野林業制度の特質を借地制度，山林保護制度，組合制度の3制度としている点で，後の吉野林業論の基本となったといわれる[42]。

また，紡績業以外に鉱工業にみるべきもののない奈良県では，国中地方の米と吉野地方の材木は全国に冠たる奈良県の産物であったから[43]，官の側も積極的に吉野林業を押し出した。農商務省山林局は明治40年の『山林公報』36号と37号で吉野林業（実際は吉野郡の林業）をくわしく紹介した。明治36年には，吉野郡役所内に設置された吉野郡農会が機関誌として月刊雑誌『吉野之実業』[44]を発行した。その他，吉野郡役所が発行したものには大正年間の『奈良県吉野郡史料』三巻，同10年の『吉野林業案内』などがある。こうして吉野林業の先進性が喧伝され，地元住民に受容される基盤がつくられた。

さらに決定的な要因として，林業の利益が，大山林所有者から地元住民へトリクルダウンしたことがあげられる。大山林所有者→地元土地所有者（個人あるいは大字＝区）→地元住民，大山林所有者→山守→山林労働者という線で，大山林所有者の利益がこぼれ落ちたのである。たとえば大字が土地所有者である場合は，大字に歩口金が渡るが，それは大字の協議費や小学校費，道路の建設費用の足しになった。おりしも明治43年3月「立木ノ先取特権ニ関スル法律」が成立し，立木法とともに同年5月から施行された。これによって立木が第三者につぎつぎに転売されても，立木の伐採時には，土地所有者は歩口金をうけとる権利が保護されたのである。これは林業者たちがこれまで繰り返し述べた公約の実行であった。

借地林業イデオロギーの受容には山守を無視できない。山守は山元における大山林所有者の代理人であり，その意向を忠実に実行する立場にあった。山守は，監守料の他に山林が伐採された時，市価以下で材木を譲り受けることができた。彼らは伐出業者でもあったから，このことは大きな利点であった。そのうえ山守は小規模ながら土地所有者でもあったから，山林伐採時には歩口金を受け取ることができた。最大のトリクルダウンは彼らが受けたとも言えよう。

明治32年の『請願書』に連署した五百数十名のうち地元の署名者はそのような者であった。

↘タリ」と誌している。（谷家刊行『谷寅吉翁遺文』所収）。

41）藤田，前掲書（註8），200頁。

42）明治30年代以降の吉野林業に関する諸論考については，『吉野林業史料集成』五の「改題」，藤田前掲書，第四章第一節などがとりあげている。

43）鈴木良編『奈良県の百年』，山川出版社，1985年，70-78頁。

44）『吉野之実業』誌は大阪市立大学図書館蔵。

彼らは大字と村の指導層でもあり，彼らこそ吉野林業の担い手であったから，彼らを通して借地林業イデオロギーが地域の隅々まで及んだことは想像にかたくない。このように借地林業制度と保護制度の上に形成されたイデオロギーは地元住民の間に伝播していったのである。

大山林地主制が完成したその時，奈良県最大の山林地主である北村又左衛門の著した『吉野林業概要』（大正３年８月　初版発行）は，完成した借地林業イデオロギーの「バイブル」となった。

（付記）　文献・史料等については，船越昭治（岩手大学），泉英二（愛媛大学），鈴木良（立命館大学），徳永光俊（大阪経済大学），山上豊（奈良県立図書館），谷山正道（天理大学），安竹貴彦(本学法学部)，吉川比出夫（大日本山林会），薮坂真佐（吉野小）の各先生方，および京都大学農学部図書館，天理図書館，奈良県立図書館にお世話になりました。ここに記して御礼申し上げます。